事業者自己点検表（指定居宅介護）

　点検日　：

事業所名：

| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 | 点検結果  １：適  ２：不適  ３：非該当 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針  第２　人員に関する基準  １　従業者の員数  ２　サービス提供責任者  ３　管理者  第３　設備に関する基準  　設備及び備品等  第４　運営に関する基準  １　内容及び手続の説明及び同意  ２　契約支給量の報告等  ３　提供拒否の禁止  ４　連絡調整に対する協力  ５　サービス提供　困難時の対応  ６　受給資格の確認  ７　介護給付費の支給の申請に係る援助  ８　心身の状況等の把握  ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等  10　身分を証する書類の携行  11　サービスの提供の記録  12　指定居宅介護　事業者が支給決　定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等  13　利用者負担額　等の受領  14　利用者負担額　に係る管理  15　介護給付費の　額に係る通知等  16　指定居宅介護の基本取扱方針  17　指定居宅介護の具体的取扱方針  18　居宅介護計画の作成  19　同居家族に対するサービス提供の禁止  20　緊急時等の対応  21　支給決定障害者等に関する市町村への通知  22　管理者及びサービス提供責任者の責務  23　運営規程  24　介護等の総合的な提供  25　勤務体制の確保等  26　業務継続計画の策定等  27　衛生管理等  28　掲示  29　身体拘束等の禁止  30　秘密保持等  31　情報の提供等  32　利益供与等の禁止  33　苦情解決  34　事故発生時の対応  35　虐待の防止  36　会計の区分  37　記録の整備  38　電磁的記録等  第５　共生型障害福祉サービスに関する基準  １　共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準  ２　準用  ３　電磁的記録等  第６　変更の届出等  第７　介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い  １　基本事項  ２　居宅介護サービス費  ３　初回加算  ４　利用者負担上限額管理加算  ５　喀痰吸引等支援体制加算  ６　福祉専門職員等連携加算  ７　福祉・介護職員処遇改善加算  ８　福祉・介護職員等特定処遇改善加算  ９　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | （１）指定居宅介護事業者は、利用者又は障害　　児の保護者の意思及び人格を尊重して、常　　に当該利用者又は障害児の保護者の立場に　　立った指定居宅介護の提供に努めている　　　か。  （２）指定居宅介護事業者は、利用者の人権の　　擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。  （３）指定居宅介護の事業は、利用者が居宅に　　おいて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応　　じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。  　指定居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。  　指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。（ただし、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。）  　指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。  （ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障が　ない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の　職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の　事業所、施設等の職務に従事することは差し　支えない。）  　事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。  （１）指定居宅介護事業者は、支給決定障害者　　等が指定居宅介護の利用の申込みを行った　　ときは、当該利用申込者に係る障害の特性　　に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申　　込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  （２）指定居宅介護事業者は、社会福祉法第77　　条の規定に基づき書面の交付を行う場合　は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。  （１）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。  （２）契約支給量の総量は、当該支給決定障害　　者等の支給量を超えていないか。  （３）指定居宅介護事業者は指定居宅介護の利　　用に係る契約をしたときは、受給者証記載　　事項その他の必要な事項を市町村に対し遅　　滞なく報告しているか。  （４）指定居宅介護事業者は、受給者証記載事　　項に変更があった場合に、（１）から（３）　　に準じて取り扱っているか。  　指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく指定居宅介護の提供を拒んでいないか。  　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。  指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。  　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。  （１）指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る　　支給決定を受けていない者から利用の申込　　みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  （２）指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る　　支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介　　護給付費の支給申請について、必要な援助　　を行っているか。  　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。  （１）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を　　提供するに当たっては、地域及び家庭との　　結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  （２）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の　　提供の終了に際しては、利用者又はその家　　族に対して適切な援助を行うとともに、保　　健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  　指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。  （１）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を　　提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、　　内容その他必要な事項を、指定居宅介護の　　提供の都度、記録しているか。  （２）指定居宅介護事業者は、（１）の規定に　　よる記録に際しては、支給決定障害者等か　　ら指定居宅介護を提供したことについて確　　認を受けているか。  （１）指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。  （２）（１）の規定により金銭の支払を求める　　際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決　　定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、　　支給決定障害者等に対し説明を行い、その　　同意を得ているか。  （ただし、13の（１）から（３）までに掲げる支払については、この限りでな　　　い。）  （１）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を　　提供した際は、支給決定障害者等から当該　　指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を　　受けているか。  （２）指定居宅介護事業者は、法定代理受領を　　行わない指定居宅介護を提供した際は、支　　給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支　　払を受けているか。  （３）指定居宅介護事業者は、（１）及び（２)　　の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合に、支給決定障害者等から受けることのできる、それに要した交通費の額の支払いを受けているか。  （４）指定居宅介護事業者は、（１）から（３）　　までに掲げる費用の額の支払を受けた場合　　は、当該費用に係る領収証を当該費用の額　　を支払った支給決定障害者等に対し交付し　　ているか。  （５）指定居宅介護事業者は、（３）の費用に　　係るサービスの提供に当たっては、あらか　　じめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。  　指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第３項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。  　この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。  （１）指定居宅介護事業者は、法定代理受領に　　より市町村から指定居宅介護に係る介護給　　付費の支給を受けた場合は、支給決定障害　　者等に対し、当該支給決定障害者等に係る　　介護給付費の額を通知しているか。  （２）指定居宅介護事業者は、法定代理受領を　　行わない指定居宅介護に係る費用の支払を　　受けた場合は、その提供した指定居宅介護　　の内容、費用の額その他必要と認められる　　事項を記載したサービス提供証明書を支給　　決定障害者等に対して交付しているか。  （１）指定居宅介護は、利用者が居宅において　　自立した日常生活又は社会生活を営むこと　　ができるよう、当該利用者の身体その他の　　状況及びその置かれている環境に応じ適切　　に提供されているか。  （２）指定居宅介護事業者は、その提供する指　　定居宅介護の質の評価を行い、常にその改　　善を図っているか。  　指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は次に掲げるところとなっているか。  　①　指定居宅介護の提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。  　②　指定居宅介護の提供に当たっては、懇切　　丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその　　家族に対し、サービスの提供方法等につい　　て、理解しやすいように説明を行っている　　か。  　③　指定居宅介護の提供に当たっては、介護　　技術の進歩に対応し、適切な介護技術をも　　ってサービスの提供を行っているか。  　④　常に利用者の心身の状況、その置かれて　　いる環境等の的確な把握に努め、利用者又　　はその家族に対し、適切な相談及び助言を　　行っているか。  （１）サービス提供責任者は、利用者又は障害　　児の保護者の日常生活全般の状況及び希望　　等を踏まえて、具体的なサービスの内容等　　を記載した居宅介護計画を作成している　　　か。  （２）サービス提供責任者は、居宅介護計画を　　作成した際は、利用者及びその同居の家族　　にその内容を説明するとともに、当該居宅　　介護計画を交付しているか。  （３）サービス提供責任者は、居宅介護計画作　　成後においても、当該居宅介護計画の実施　　状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅　　介護計画の変更を行っているか。  （４）居宅介護計画に変更があった場合、（1）及び（2）に準じて取り扱っているか。  　指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはいないか。  　従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。  　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受け  ている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  （１）指定居宅介護事業所の管理者は、当該指　　定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理　　を一元的に行っているか。  （２）指定居宅介護事業所の管理者は、当該指　　定居宅介護事業所の従業者に平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）第２章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。  （３）サービス提供責任者は、１８に規定する　　業務のほか、指定居宅介護事業所に対する　　指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、　　従業者に対する技術指導等のサービスの内　　容の管理等を行っているか。  　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  　①　事業の目的及び運営の方針  　②　従業者の職種、員数及び職務の内容  　③　営業日及び営業時間  　④　指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額  　⑤　通常の事業の実施地域  　⑥　緊急時等における対応方法  　⑦　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  　⑧　虐待の防止のための措置に関する事項  　⑨　その他運営に関する重要事項  　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることはないか。  （１）指定居宅介護事業者は、利用者に対し、　　適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。  （２）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事　　業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従　　業者によって指定居宅介護を提供している　　か。  （３）指定居宅介護事業者は、従業者の資質の　　向上のために、その研修の機会を確保して　　いるか。  （４）指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  （１）指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  （２）指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  （３）指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  （１）指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の　　保持及び健康状態について、必要な管理を　　行っているか。  （２）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事　　業所の設備及び備品等について、衛生的な　　管理に努めているか。  （３）指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定居宅介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  　　②　当該指定居宅介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  　　③　当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。  指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定居宅介護事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。  （１）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。  （２）指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。  （３）指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。  ③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。  （１）指定居宅介護事業所の従業者及び管理者　　は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。  （２）指定居宅介護事業者は、従業者及び管理　　者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。  （３）指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介　　護事業者等に対して、利用者又はその家族　　に関する情報を提供する際は、あらかじめ　　文書により当該利用者又はその家族の同意　　を得ているか。  （１）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を　　利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅　　介護事業者が実施する事業の内容に関する　　情報の提供を行うよう努めているか。  （２）指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介　　護事業者について広告をする場合において　　は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。  （１）指定居宅介護事業者は、一般相談支援事　　業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者　　等又はその従業者に対し、利用者又はその　　家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹　　介することの対償として、金品その他の財　　産上の利益を供与していないか。  （２）指定居宅介護事業者は、一般相談支援事　　業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。  （１）指定居宅介護事業者は、その提供した指　　定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  （２）指定居宅介護事業者は、（１）の苦情を　　受け付けた場合には、当該苦情の内容等を　　記録しているか。  （３）指定居宅介護事業者は、その提供した指　　定居宅介護に関し、法第10条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （４）指定居宅介護事業者は、その提供した指　　定居宅介護に関し、法第11条第２項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （５）指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第48条第１項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （６）指定居宅介護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合　　には、（３）から（５）までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。  （７）指定居宅介護事業者は、社会福祉法第83　　条に規定する運営適正化委員会が同法第　　　85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。  （１）指定居宅介護事業者は、利用者に対する　　指定居宅介護の提供により事故が発生した　　場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。  （２）指定居宅介護事業者は、事故の状況及び　　事故に際して採った処置について、記録し　　ているか。  （３）指定居宅介護事業者は、利用者に対する　　指定居宅介護の提供により賠償すべき事故　　が発生した場合は、損害賠償を速やかに行　　っているか。  指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  ②　当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。  （１）指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。  （２）指定居宅介護事業者は、利用者に対する　　指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備　　し、当該指定居宅介護を提供した日から５　　年間保存しているか。  （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（２の（１）の受給者証記載事項又は６の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。  （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。  　共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して次の基準を満たしているか。  （１）指定訪問介護事業所の従業者の員数が、　　当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪　　問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用　　者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の　　合計数であるとした場合における当該指定　　訪問介護事業所として必要とされる数以上　　となっているか。  （２）共生型居宅介護の利用者に対して適切な　　サービスを提供するため、指定居宅介護事　　業所その他の関係施設から必要な技術的支　　援を受けているか。  （第1の（3）、第２（２、３）及び第4を準用）  （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。  （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。  （１）指定居宅介護事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅介護の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。  （２）指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。  （１）指定居宅介護に要する費用の額は、平成18　年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  　（ただし、その額が現に当該指定居宅介護に　要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅介護に要した費用の額となっているか。）  （２）（１）の規定により、指定居宅介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。  （１）居宅における身体介護が中心である場合、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合及び通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、区分1以上に該当する利用者に対して、第２の１に規定する指定居宅介護事業所の従業者が第１の（３）に規定する指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  （２）通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、次の①及び②のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護又は基準該当居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  ①　区分２以上に該当していること。  ②　平成26年厚生労働省令第５号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」別表第一における次のイからホまでに掲げる項目のいずれかについて、それぞれイからホまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。  イ　歩行「全面的な支援が必要」  ロ 移乗「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  ハ　移動「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  ニ　排尿「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  ホ　排便「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  （３）家事援助が中心である場合については、区分１以上に該当する利用者のうち、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（家族等）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  （４）居宅介護従業者が、指定居宅介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置付けられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。  （５）居宅における身体介護が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  　　　ただし、次の①又は②に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ①又は②に掲げる単位数を算定しているか。  ①　平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の二に定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合  　　　　所定単位数の100分の70に相当する　　　単位数  ②　平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の四に定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合　次のイ又はロに掲げる所要時間に応じ、それぞれイ又はロに掲げる単位数  　イ　所要時間３時間未満の場合  　　　　　平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」第２の１に規定する所定単位数  　　　ロ　所要時間３時間以上の場合  635単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数  （６）通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  　　　ただし、次の①又は②に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ①又は②に掲げる単位数を算定しているか。  ①　平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の三に定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合所定単位数の100分の70に相当する単 位数  ②　平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の四に定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合　次のイ又はロに掲げる所要時間に応じ、それぞれイ又はロに掲げる単位数  イ　所要時間3時間未満の場合  　　　　平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第2の１に規定する所定単位数  　　ロ　所要時間3時間以上の場合  635単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数  （７）家事援助が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  ただし、平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の五に定める者が家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。  （８）通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護等行った場合に、所定単位数を算定しているか。  　　　ただし、平成18年厚生労働省告示第548　　号「厚生労働大臣が定める者」の六に定める者が、通院等介助（身体介護を伴わない　　場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、　　所定単位数の100分の90に相当する単位　　数を算定しているか。  （９）通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に、１回につき所定単位数を算定しているか。  　　　ただし、平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の六に定める者が、通院等のための乗車又は降車の介助が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。  （９の２）居宅介護職員初任者研修課程修了者等をサービス提供責任者として配置している指定居宅介護事業所等において、当該サービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいて指定居宅介護等を行う場合は、1回につき所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。  （９の３）①同一敷地内建物等に居住する利用者（1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く。）又は②指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、③指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。  （10）平成18年厚生労働省告示第546号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定め要件並びに厚生労働大臣が定める要件」に定める要件を満たす場合であって、同時に2人の居宅介護従業者が1人の利用者に対して指定居宅介護等を行った場合に、それぞれの居宅介護従業者が行う指定居宅介護等につき所定単位数を算定しているか。  （11）夜間（午後6時から午後10時まで）又は早朝（午前6時から午前8時まで）に指定居宅介護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時まで）に指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  （12）平成18年厚生労働省告示第543号に定める「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の一に適合しているものとして都道府県知事、指定都市又は中核市の市長に届け出た指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所が、指定居宅介護又は共生型居宅介護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  　　　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。  ①特定事業所加算（Ⅰ） 所定単位数の100分の20に相当する単位数  ②特定事業所加算（Ⅱ）　所定単位数の100　　　分の10に相当する単位数  ③特定事業所加算（Ⅲ） 所定単位数の100　　　分の10に相当する単位数  ④特定事業所加算（Ⅳ）　所定単位数の100　　　分の5に相当する単位数  （13）平成21年厚生労働省告示第176号に規定する「厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合にあっては、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  （14）居宅における身体介護が中心である場合及び通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、１月につき２回を限度として、1回につき100単位を加算しているか。  （15）前号の加算が算定されている指定居宅介護事業所等が、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第１号に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届けた場合に、更に１回につき50単位を加算しているか。  （16）指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第３項（指定障害福祉サービス基準第43条の４におけて準用する場合を含む。）に規定する基準に満たしていない場合は、1日につき５単位数を所定単位数に減算しているか。ただし、令和５年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算していないか。  （17）利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（共同生活援助サービス費(５)を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に限る。）を除く。）又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間は、居宅介護サービス費を、算定していないか。  　指定居宅介護事業所等において、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った場合又は当該指定居宅介護事業所等のその他の居宅介護従業者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。  　指定居宅介護事業者共生型居宅介護の事業を行う者が、第４の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。  　指定居宅介護事業所等において、喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法第２条第２項に規定する喀痰吸引等をいう。）が必要な者に対して、登録特定行為事業者（同法附則第20条第2項において準用する同法第19条に規定する登録特定行為事業者をいう。）の認定特定行為業務従事者（同法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従業者をいう。）が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位を加算しているか。ただし、２の(12)の①の特定事業所加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定していないか。  利用者に対して、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等の社会福祉士等に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく指定居宅介護等を行ったときは、初回の指定居宅介護等が行われた日から起算して90日の間、３回を限度として、１回につき所定単位数を加算しているか。  　平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。８において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。  ①　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から６までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数  ②　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から６までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数  ③　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から６までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数  平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ①　福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から６までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数  ②　福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から６までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数  平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合は、1から4の2までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。 | 法第43条  平24条例60号  第３条第２項  平24条例60号  第３条第３項  平24条例60号  第４条第１項  法第43条第１項  平24条例60号  第５条  平24条例60号  第５条  平24条例60号  第６条  法第43条第2項  平24条例60号  第７条  法第43条第２項  平24条例60号  第８条第１項  平24条例60号  第８条第２項  平24条例60号  第９条第１項  平24条例60号  第９条第２項  平24条例60号  第９条第３項  平24条例60号  第９条第４項  平24条例60号  第10条  平24条例60号  第11条  平24条例60号  第12条  平24条例60号  第13条  平24条例60号  第14条第１項  平24条例60号  第14条第2項  平24条例60号  第15条  平24条例60号  第16条第１項  平24条例60号  第16条第２項  平24条例60号  第17条  平24条例60号  第18条第１項  平24条例60号  第18条第２項  平24条例60号  第19条第１項  平24条例60号  第19条第２項  平24条例60号  第20条第１項  平24条例60号  第20条第１項  平24条例60号  第20条第１項  平24条例60号  第20条第１項  平24条例60号  第20条第２項  平24条例60号  第21条  平24条例60号  第22条第１項  平24条例60号  第22条第２項  平24条例60号  第23条第１項  平24条例60号  第23条第２項  平24条例60号  第24条  平24条例60号  第24条第１号  平24条例60号  第24条第２号  平24条例60号  第24条第３号  平24条例60号  第24条第４号  平24条例60号  第25条第１項  平24条例60号  第25条第２項  平24条例60号  第25条第３項  平24条例60号  第25条第４項  平24条例60号  第26条  平24条例60号  第27条  平24条例60号  第28条  平24条例60号  第29条第１項  平24条例60号  第29条第２項  平24条例60号  第29条第３項  平24条例60号  第30条  平24条例60号  第31条  平24条例60号  第32条第１項  平24条例60号  第32条第１項  平24条例60号  第32条第２項  平24条例60号  第32条第３項  平24条例60号  第32条の２第１項  平24条例60号  第32条の２第１項  平24条例60号  第32条の２第３項  平24条例60号  第33条第１項  平24条例60号  第33条第２項  平24条例60号  第33条第３項  平24条例60号  第34条第１項、第２項  平24条例60号  第34条の２第１項  平24条例60号  第34条の２第２項  平24条例60号  第34条の２第３項  平24条例60号  第35条第１項  平24条例60号  第35条第２項  平24条例60号  第35条第３項  平24条例60号  第36条第１項  平24条例60号  第36条第２項  平24条例60号  第37条第１項  平24条例60号  第37条第２項  平24条例60号  第38条第１項  平24条例60号  第38条第２項  平24条例60号  第38条第３項  平24条例60号  第38条第３項  平24条例60号  第38条第３項  平24条例60号  第38条第４項  平24条例60号  第38条第５項  平24条例60号  第39条第１項  平24条例60号  第39条第２項  平24条例60号  第39条第３項  平24条例60号  第39条の２  平24条例60号  第40条  平24条例60号  第41条第１項  平24条例60号  第41条第２項  平24条例60号  施行規則第62条  第１項  平24条例60号  施行規則第62条  第２項  平24条例60号  第41条の3  平24条例60号  第41条の4準用（第4条第1項、第5条第2項、第6条並びに第8条から第41条まで）  平24条例60号  施行規則第62条  第１項  平24条例60号  施行規則第62条  第２項  法第46条第１項  施行規則第34  条の23  法第46条第２項  施行規則第34  条の23  法第29条第3項  平18厚告523  の一  平18厚告539  法第29条第3項  平18厚告523  の二  平18厚告523  別表第１の１  の注１  平18厚告523  別表第１の１  の注２  平26厚令５  別表第一  平18厚告523  別表第１の１  の注３  平18厚告523  別表第１の１  の注４  平18厚告523  別表第１の１  の注５  平18厚告548  の一  平18厚告548  の二  平18厚告548  の四  平18厚告523  別表第２の１  平18厚告523  別表第１の１  の注６  平18厚告548  の一  平18厚告548  の三  平18厚告548  の四  平18厚告523  別表第2の1  平18厚告523  別表第１の１  の注７  平18厚告548  の一及び五  平18厚告523  別表第１の１  の注８  平18厚告548  の一及び六  平18厚告523  別表第１の１  の注９  平18厚告548  の一及び六  平18厚告523  別表第１の１  の注９の２  平18厚告548  第６号の２  平18厚告538第１条第３号、第８号、第13号又は第18号  平18厚告523  別表第１の１の  注９の３  平18厚告523  別表第１の１  の注10  平18厚告546  平18厚告523  別表第１の１  の注11  平18厚告523  別表第１の１  の注12  平18厚告543  の一  平18厚告523  別表第１の１  の注13  平21厚告176  平18厚告523  別表第１の１  の注14  平18厚告523  別表第１の１  の注15  平18厚告551  平18厚告523  別表第１の１  の注16  平18厚令171  第35条の２第２項・第３項、第43条の４  平18厚告523  別表第1の1  の注17  平18厚告523  別表第１の２  の注  平18厚告523  別表第１の３  の注  平18厚告523別表第１の４の注  平18厚告523別表第１の４の２の注  平18厚告523別表第１の５の注  平18厚告543の二  平18厚告523別表第１の６の注  平18厚告543の三  平18厚告523別表第１の７の注 |  |

（注）下線を付した項目が標準確認項目